

成田市地域公共交通網形成計画策定支援業務委託

プロポーザル募集要項

2019年4月

成田市都市部都市計画課

(1) 業務目的

本業務は、成田市都市計画マスタープランや成田市立地適正化計画の目指す、地域の特性を生かした土地利用と利便性の高い公共交通網の形成に向けた公共交通のマスタープランとなる「成田市地域公共交通網形成計画」の策定を支援することを目的とする。

また、成田市立地適正化計画などの関連計画で示す公共交通網の課題や、平成30年度成田市地域公共交通網形成計画基礎調査業務にて分析・整理された現状の課題などを解決するとともに、空港周辺に建設が予定される附属病院や市場など本市の新たな拠点とのアクセス性を考慮し、地域公共交通再編実施計画等の具体化する計画を視野に入れた実効性のある計画を策定するものとする。

(2) 業務概要

1. 業務名称

成田市地域公共交通網形成計画策定支援業務委託

2. 業務の期間

委託業務契約を締結した翌日から令和3年3月25日まで（2カ年）

3. 業務内容

別添特記仕様書のとおりとする。

4. プロポーザル募集から受注者決定までのスケジュール

募集から業務の受注者の選定までのスケジュールは以下のとおりとする。

なお、契約は国庫補助金交付決定後とする。

令和元年5月 9日	募集開始
5月 9日 ~ 5月20日	プロポーザル参加者募集期間
5月22日	第一次評価（提案者選定）
5月22日 ~ 5月27日	質問受付期間
5月29日	質問回答
5月30日 ~ 6月 7日	企画提案書受付期間
7月 1日	第二次評価（プレゼンテーション）
7月上旬	受注者決定

(3) 参加資格要件

1. プロポーザル参加資格・参加表明

本プロポーザルに参加を希望する法人（以下「参加希望者」という。）は、以下に基づき、予め参加表明を行うものとする。

① 参加資格

本業務のプロポーザルに参加できる者は、次の要件のすべてを満たすものとする。

- 1) 平成 31 年度（令和元年度）成田市工事等入札参加業者資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）の「委託」部門に登載されている者。
- 2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- 3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更正手続の申立てがなされた場合は、更正計画の認可の決定がなされていること。
- 4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、再生計画の認可の決定がなされていること。
- 5) 手形交換所による取引停止処分を受けて 2 年間を経過しない者ではなく、本委託業務の開札日前 6 か月以内に手形、小切手を不渡りにした者ではないこと。
- 6) 成田市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成 24 年 4 月 1 日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- 7) プロポーザル参加者は、建設コンサルタントの登録（都市計画及び地方計画部門）を受けているものとする。
- 8) 平成 25 年度以降に地方公共団体が発注した地域公共交通網形成計画策定又は改定業務の実績を有していること。

② 参加表明手続き

参加申請書（様式 1～4）を成田市都市計画課に提出することにより参加表明を行ったものとする。

③ 受付期間

令和元年 5 月 9 日（木）～ 5 月 20 日（月） 17 時 15 分必着

④ 提出先

成田市役所 都市部 都市計画課（市役所 5 階）

⑤ 提出書類

- ・ 参加申請書（様式 1） …… 1 部
- ・ 法人の概要（様式 2） …… 10 部
- ・ 業務実績調書（様式 3） …… 10 部
- ・ 配置予定技術者調書（様式 4） …… 10 部

⑥ 提出書類の作成に係る留意事項

- 1) 法人の概要及び本業務に関連する業務実績（様式 2・3）
 - ・ 業務実績については、本業務に関連する業務でアピール出来る代表実績を記入することとし、「業務名称、発注者名、業務期間、契約金額、業務概要」を記入すること。
- 2) 本業務を受注した場合の実務担当者の経歴及び実績（様式 4）
 - ・ 配置予定管理技術者または配置予定技術者のいずれかに○をすること。

- ・氏名及び生年月日、年齢を記入すること。
 - ・所属する部署及び役職等を記入すること。
 - ・担当者の実務年数を記入すること。
 - ・保有資格を記入すること。
 - ・本業務に関連する代表実績について、「業務名称、発注者名、業務期間、契約金額（業務規模）」を記入すること。
 - ・業務実績に記入した業務の分担業務分野及び立場を記入すること。
 - ・今までの経歴や担当者の実績、能力等から本業務に関してアピール出来る点を記入すること。
- ※なお、本業務を実施する際の予定管理技術者を含む予定技術者を3名まで記入すること。

(4) 提案者の選定（第一次評価の実施）

1. 第一次評価

参加申込の際に提出された法人の概要（様式2）、業務実績調書（様式3）、配置予定技術者調書（様式4）の書類について、審査（第一次評価）を行い、提案者を5者以下に選定する。

なお、選定結果については、翌日以降に参加申請書（様式1）に記載された担当者の電子メールアドレスあてに提案者全てに通知し、後日、文書においても通知するものとする。

選定結果の異議申し立ては受け付けないものとする。

(5) 質問の受付及び回答

1. 質問の受付

本件に係る質問は、以下のとおり受け付けるものとする。なお、質問の受付対象者は第一次評価において提案者に選定された者とする。

- 1) 質問方法：別紙質問書（様式5）を記入した上で、下記電子メールアドレスに送信するものとする。
- 2) 電子メールアドレス：toshikei@city.narita.chiba.jp
- 3) 電子メールの件名：地域公共交通網形成計画プロポーザル質問書（法人名）
- 4) 質問受付期間：令和元年5月22日（水）～ 5月27日（月）正午まで

2. 質問の回答

質問事項への回答は、令和元年5月29日（水）までに提案者全てに電子メールにより通知する。

なお、質問を送付していない業者においては、（様式1）に記載された担当者の電子メールアドレスに通知する。

(6) 企画提案書の提出

第一次評価で選定された提案者は、企画提案書の提出を以下に基づき行うものとする。

1. 提案書受付期間

企画提案書の受付期間は、令和元年5月30日（木）から6月7日（金）とする。
なお、受付時間は、平日の8時30分から17時15分とする。

2. 提出先

成田市役所 都市部 都市計画課

3. 提出書類

- ① 企画提案書 … 10部
- ② 本業務の実施体制 … 10部
- ③ 見積書（内訳書添付） … 10部
- ④ 工程表 … 10部
- ⑤ その他必要と思われる資料 … 10部

4. 提出書類の作成に係る留意事項

1) 企画提案書

- ・法人の所在地、名称及び代表者名を記入し、代表者印を押印すること。
- ・連絡先等については、本プロポーザルの参加について、市から連絡を受ける部署、担当者名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレスを記入すること。
なお、企画提案書の作成において、様式はA4版横書きで片面10枚まで（表紙除く。A3折込の場合は2ページカウントとする。）とし、以下の内容で構成するものとする。

- ① 地域公共交通網形成計画策定にあたっての基本的な考え方
- ② 委託項目に対する調査実施内容及び方法
- ③ 業務実施工程
- ④ その他（会社の特徴、PRしたい事項等）

2) 見積書

- ・法人の所在地、名称及び代表者名を記入し、代表者印を押印すること。
- ・本業務は、2カ年で実施するため、各年度それぞれの内訳金額が明確にわかるように記載し、上限金額を超えないようにすること。

5. 提案金額の上限

提案金額の上限は消費税を含むものとし、令和元年度（5,270,400円）・令和2年度（5,983,200円）とする。

なお、見積書の記載金額に係る消費税については、8パーセントで計上し記載するものとする。

6. 企画提案書の提出方法

企画提案書の提出方法は、持参または郵送によることとし、いずれの場合においても受付期間外の提出は受理しないこととする。

なお、持参の際は、書類の確認を行うため、事前に来庁時間を予約すること。

(提出先及び問合せ先)

〒286-8585 成田市花崎町 760 番地

成田市役所 都市部 都市計画課

担当：塚本、飯嶋、出口

電話：0476-20-1560 (直通)

7. 企画提案書全般に係る留意事項

- ① 参加希望者一法人につき、提案は一件とする。
- ② 提出された書類は返却しない。
- ③ 提案に際し要した費用は、各提案者の負担とする。
- ④ 提出されたプロポーザルは、審査及び説明の目的に、その写しを作成し使用することができるものとする。
- ⑤ 提出されたプロポーザルは、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表することがある。
- ⑥ 提出されたプロポーザルを公表する場合、その写しを作成し使用することができるものとする。
- ⑦ 以下のいずれかに該当する提案は無効とする。
 - ・ 提出方法、提出先、提案書受付期間に適合しないもの。
 - ・ 参加資格を満たさない者から提出されたもの。
 - ・ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - ・ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
 - ・ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
 - ・ 虚偽の内容が記載されているもの。
 - ・ この要領及び募集要項に定められた以外の手法により、選定審査委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めたとき。
 - ・ その他、行為が法令違反であり、審査結果に影響を与えられる恐れのあるとき。

(7) 受注者の決定 (第二次評価の実施)

1. 第二次評価

企画提案書を基にプレゼンテーションによる審査を行うものとし、第二次評価基準に基づき評価を行い、第一次評価と第二次評価の評価点を合計して順位を決定する。

プレゼンテーションは、業務を受注した場合の実務担当者が行うこととする。

なお、持ち時間は30分以内とし、概ね20分程度の企画提案と10分程度の質疑時間を設けるものとする。

◆プレゼンテーション実施日時：令和元年7月1日（月）

なお、開催時間及び集合時間は、企画提案書提出対象者に通知するものとする。順番は、企画提案書を提出した順とする。

2. 優先交渉権者の選定

優先交渉権者の選定は、別紙「地域公共交通網形成計画策定支援業務委託」プロポーザル実施要領に基づくものとする。

3. 選定結果の通知

発注者は、実施要領に基づき開催された選定委員会の結果を各提案者に通知するものとする。

なお、通知する結果は当該提案者に関する結果のみとする。

4. 受注者の決定

発注者は、選定された優先交渉権者を受注者として決定する。